

第 3 5 号 議 案

東京都台東区レンタサイクル条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提 案 理 由)

この案は、利用料に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区レンタサイクル条例の一部を改正する条例

東京都台東区レンタサイクル条例（平成17年3月台東区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「定める」の次に「額の範囲内において規則で定める額の」を加える。

第10条第3号中「東京都台東区自転車の放置防止及び自転車駐車場等の整備に関する条例」を「東京都台東区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例」に、「第2条第3号」を「第2条第6号」に改める。

別表中「200円」を「300円」に、「300円」を「600円」に、「500円」を「1,200円」に、「2,000円」を「4,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成25年9月2日から施行する。